

平成30年度 雇用機会拡充事業補助金のご案内

中種子町において、雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して、その事業資金の一部補助することにより、町内の雇用機会の拡充を図るため、有人国境離島法の交付金を活用した補助金の募集を開始します。

※本公募は、平成30年度予算成立後、速やかに事業を開始するために、予算成立の前に募集の手続きを行うものです。補助対象者の決定や予算の執行は、予算成立後の事業採択（平成30年4月1日以降）により開始されます。

■補助対象事業者

※町内にて雇用を創出し、対価を得て事業を営む、以下のいずれかに該当する者となります。

- 1 本町において創業する者（事業を承継する者を含む。）
- 2 本町の事業所において事業拡大を行う者
- 3 主として本町の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境地域以外の地域において創業する者（地域外創業）

■補助金額

下記の3つの区分に分類されます。

区分	補助率	補助対象事業費の上限額	補助金額の範囲
創業	交付対象経費 の4分の3	600万円（150万円）	450万円
事業拡大		1,600万円（400万円）	1,200万円
事業拡大 <small>※設備費・改修費を計上しないもの</small>		1,200万円（300万円）	900万円

※補助対象事業費の上限額の4分の1以上の額（括弧内の額）は自己負担となります。なお、消費税は補助対象となりません。

※補助対象者や条件には制限がありますのでご注意ください。

■その他

【詳細について：申請様式、公募要領等】

中種子町ホームページに掲載しています。

中種子町ホームページ → お知らせ・募集

[有人国境離島の交付金を活用した雇用機会拡充事業公募について](#)

【募集期間】

平成30年2月28日（水）まで

※申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

【事業実施期間】

補助交付決定日（平成30年4～5月頃）から平成31年3月上旬まで

■お問い合わせ

■ 中種子町企画課地域振興係・企画調整係【TEL:0997-27-1111（内線210・286）】